

記者会見の御案内

令和7年11月14日

司法記者クラブ記者 各位

最高検察庁企画調査課

下記のとおり記者会見を行いますので、御案内いたします。

記

- 1 日時
令和7年11月14日（金）午後4時から
- 2 場所
東京地方検察庁広報室（検察庁ゾーン地下1階・日比谷公園側）
※ 開始5分前までに、会見場入口で受付を済ませ、会見場内で待機願います。
- 3 内容
別添に関する事項
- 4 会見者
次長検事 山元裕史
- 5 要望事項
 - (1) 入室定員：記者（1社1名）
 - (2) 動画・写真撮影及び録音、並びにリアルタイムで会見状況を画像・音声又は電子情報等で配信することは認められませんので、御留意願います。
 - (3) 会見場内でのスマートフォン等による通話及びメール送信、並びに会見場以外の庁舎内における各種撮影は禁止していますので、御留意願います。
 - (4) パソコンは、記録用として使用する場合は、持ち込み可能です（ネット接続は不可）。
 - (5) 会見出席者のための駐車場はありませんので、来庁の際は公共交通機関等を御利用ください。
 - (6) 担当者の指示があった場合には、これに従ってください。
 - (7) 情報の解禁は、記者会見開始後となります。

※担当・連絡先 最高検察庁企画調査課 中村、XXXXXXXXXX
(代)03-3592-5611 (内線XXXXXX)

最高検察庁による検証結果を踏まえたキャラバン実施結果について

令和7年11月14日

最高検察庁

- 1 令和7年8月7日付けで公表した検証報告書（「噴霧乾燥器の輸出に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件における捜査・公判上の問題点等について」）に適正な検察権行使のための具体的取組の1つとして記載していた当庁主催のキャラバンについて、当庁は、本年10月2日～11月6日、以下のとおり、全国8か所の各高等検察庁を巡回して実施した。

10月 2日	東京高等検察庁
10月 7日	大阪高等検察庁
10月10日	広島高等検察庁
10月20日	仙台高等検察庁
10月24日	福岡高等検察庁
10月27日	札幌高等検察庁
10月29日	名古屋高等検察庁
11月 6日	高松高等検察庁

- 2 本キャラバンは、今後、より一層適正な検察権行使を確保していくとの観点から、適正な検察権行使のために必要となる視点等を改めて検察全体に浸透させるための具体的取組の一環として、本検証で明らかにしたいいわゆる大川原化工機事件の捜査・公判の問題点・反省点等について、本検証を担当した最高検察庁の担当者が直接説明する方法で実施したものである。

本キャラバンでは、同検証報告書を教材とし

- (1) まず、各地で開催したキャラバンに参加した全検察官に対し、同事件の捜査・公判の概要及び問題点・反省点等について説明を行った上で、質疑応答を行った
 - (2) 次に、同じくキャラバンに参加した決裁官に対し、同事件の決裁に関する問題点・反省点等について説明を行うとともに、日々の決裁等において、部下検察官等に対し、継続的に本検証結果も踏まえた指導・育成を行うよう指示した上で、質疑応答を行った
- ものである。

- 3 このように、検察全体で、同事件についての問題点・反省点等を共有した。

今後も、同検証結果や本キャラバンで共有した内容も踏まえ、検察全体でより一層適正な検察権行使に努めて参りたい。